

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

島根厚生年金 事案599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日から同年8月1日まで

A社に平成19年7月31日まで勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日と同じ同年7月31日と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿（労働者名簿）及び同社の回答並びに申立人が所持する平成19年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職票から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の源泉徴収票及び離職票から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届から、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成19年7月31日として社会保険事務所（当時）に対して届け出たことが確認できるところ、事業主は、当該被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根国民年金 事案417

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年11月までの期間、53年2月から同年5月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から51年11月まで
② 昭和53年2月から同年5月まで
③ 昭和55年4月から同年6月まで

昭和50年5月頃、事業所を退職したことを契機として、母がA市区町村において国民年金の加入手続を行ってくれた。私はその後、自宅のあったA市区町村からB都道府県内に住所地を異動し、51年8月頃にB都道府県内からA市区町村に戻ったが、この際、住所の異動手続を行わなかったため、52年8月に同市区町村が職権訂正により住所地をC市区町村からA市区町村に異動させた。その頃、母が申立期間①の国民年金保険料をA市区町村の窓口において一括納付してくれたと記憶している。

また、申立期間②及び③に係る国民年金の被保険者資格取得届については、私が申立期間②及び③の直前に勤務した事業所を退職する都度、母がA市区町村に出向いて手続を行い、申立期間②及び③に係る国民年金保険料を同市区町村の窓口において毎月納付してくれたと記憶している。

各申立期間の国民年金保険料に係る領収書は母から受け取ったが、焼却したので、保険料納付の証明はできないが、全ての申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続について、「昭和50年5月頃、母がA市区町村において行ってくれた。」と供述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月6日にD市区町村で払い出されていることが確認でき、この頃、同市区町村において国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、同年5月から52年8月までの期間について、A市区町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は無く、申立人の母親が、同市区町村において申立人の国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず

ない。

また、申立人は、「昭和52年8月に職権訂正により住所地がC市区町村からA市区町村に異動された頃、母が申立期間①の国民年金保険料を同市区町村の窓口において一括納付した。」と供述しているところ、申立人が所持する住民票（昭和55年5月20日にA市区町村が交付）から、申立人の住所地が、職権により、昭和52年8月1日にC市区町村からA市区町村に異動したことは確認できるが、異動した時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となることから、制度上、市区町村の窓口においては納付できない上、同市区町村も、「当市区町村では、申立期間①当時から現在まで、過年度保険料の収納事務は行っていない。」と回答している。

さらに、申立人が所持する前述の住民票から、当該住民票の『資格』欄の『年』欄に、『✓』の標記が無いことが確認できることから、A市区町村は、「『年』欄に『✓』の標記が無いのは、当市区町村において当該住民を過去に一度も国民年金の被保険者として取り扱った事跡が無いことを表しており、申立人が所持する住民票の交付時点（昭和55年5月20日）で、申立人は当市区町村において国民年金に加入した形跡は無い。」と回答している上、オンライン記録から、申立人の国民年金の被保険者記録は、平成6年4月11日に住所変更処理が行われるまではC市区町村において管理されていたことが確認できることから、申立人の母親が、A市区町村の窓口において、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に故人となっていることから、申立期間①、②及び③に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案418

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から56年3月まで

昭和52年*月に子供が生まれたことを契機に、妻が、A市区町村において、私と妻に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、妻が同市区町村の窓口又は金融機関で納付した。しかし、申立期間が未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和56年7月10日に申立人夫婦連番でA市区町村において払い出されていることが確認でき、申立人夫婦はこの頃、国民年金の加入手続を行い、申立人の妻に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと認められ、当該時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料の納付はできなかったと推認できる。

また、前述の加入手続を行った時点では、申立期間のうち、昭和52年2月から54年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、同年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については過年度保険料となるところ、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「保険料を遡って納付したことはなく、まとまった額の保険料を納付したこともない。」と供述しており、申立人の妻が、申立期間のうち、54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年7月10日以前の期間において、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無い上、戸籍の附票から、申立人は、申立期間を含む50年12月25日から59年3月30日までの期間、A市区町村に居住していることが確認できるところ、同市区町村は、「当市区町村では、申立期間当時、独自の電算システムにより国民年

金の被保険者記録を管理しており、当市区町村において国民年金の加入歴がある者に対し、新たに国民年金手帳記号番号を払い出すことはない。」と回答しており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、前述の戸籍の附票から、申立人は昭和59年3月30日にA市区町村からB市区町村（現在は、C市区町村）に住所地を異動していることが確認できるところ、C市区町村が保管している国民年金被保険者名簿から、申立人がA市区町村に居住していた期間のうち、申立期間直後の56年4月からB市区町村に転居する59年3月までの期間に係る申立人の国民年金保険料については、納付済みと記録されていることが確認できる一方、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は、申立人がA市区町村からB市区町村に転居した当初から、未納として取り扱われていたことがうかがえる上、当該被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案419

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から56年3月まで

昭和52年*月に子供を出産したことを契機に、A市区町村において、私と夫に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は、毎月、夫の保険料と一緒に、同市区町村の窓口又は金融機関で納付した。しかし、申立期間が未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和56年7月10日に申立人夫婦連番でA市区町村において払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃、夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと認められ、当該時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料の納付はできなかつたと推認できる。

また、前述の加入手続を行った時点では、申立期間のうち、昭和52年2月から54年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、同年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については過年度保険料となるところ、申立人は、「保険料を遡って納付したことはなく、まとまった額の保険料を納付したこともない。」と供述しており、申立人が、申立期間のうち、54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年7月10日以前の期間において、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無い上、戸籍の附票から、申立人は、51年4月1日から59年3月30日までの期間、A市区町村に居住していることが確認できるところ、同市区町村は、「当市区町村では、申立期間当時、独自の電算システムにより国民年金の被保険者記録を管理しており、当市区町村において国民年金の加入歴がある者に対し、

新たに国民年金手帳記号番号を払い出すことはない。」と回答しており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、前述の戸籍の附票から、申立人は昭和59年3月30日にA市区町村からB市区町村（現在は、C市区町村）に住所地を異動していることが確認できるところ、C市区町村が保管している国民年金被保険者名簿から、申立人がA市区町村に居住していた期間のうち、申立期間直後の56年4月からB市区町村に転居する59年3月までの期間に係る申立人の国民年金保険料については、納付済みと記録されていることが確認できる一方、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は、申立人がA市区町村からB市区町村に転居した当初から、未納として取り扱われていたことがうかがえる上、当該被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から12年7月1日まで

平成10年6月30日にA社を定年退職したが、同年7月1日に同社に再雇用され、12年6月30日まで勤務した。再雇用後の給与支給額及び控除保険料額は定年前と同額であったと記憶しているが、申立期間の標準報酬月額は、定年前の標準報酬月額の59万円に比べて低額である50万円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額に係る記録を定年前と同額の59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は50万円であることが確認できるところ、当該記録に不自然な記録の訂正等の形跡は認められない上、当該標準報酬月額は、B健康保険組合が保管する「適用台帳（被保険者詳細）」及びC厚生年金基金が保管する「加入員適用記録照会」に記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、A社が保管する「嘱託リスト」及び「嘱託等の採用条件（平成10年度分）」から、申立人の給与月額は、申立期間を通じて48万4,000円であることが確認できる上、同社は、「当社は、申立期間において申立人を常勤の嘱託職員として雇用しており、申立人に対しては、毎月、給与月額48万4,000円に通勤手当を加算した額を報酬として支給していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間を含む平成8年6月1日から13年12月31日までの期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失し、同日付けで再度当該被保険者資格を取得している被保険者が8人認められるが、当該被保険者の生年月日、資格喪失日及び資格取得日から、これらの被保険者は同社を定年退職後、引き続き同社に再雇用された者であることが推認できるところ、いずれの被保険者も、当該被保険者資格を再取

得した際の標準報酬月額は、当該被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額に比べて低額となっていることが確認できる上、当該8人のうち、供述が得られた6人はいずれも、「私は定年退職後も引き続きA社に再雇用されたが、再雇用時の給与月額は定年直前の給与月額に比べて低額であった。」旨を供述している。

加えて、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案601

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和45年9月1日から同年12月24日まで
③ 昭和46年5月26日から同年7月1日まで

昭和43年10月1日から45年8月31日までの期間において、A社に勤務したが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和45年9月1日から46年6月30日までの期間において、B社に勤務したが、申立期間②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社に昭和45年8月31日まで勤務した。」と申し立てているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人のA社に係る離職日は昭和45年8月30日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和45年8月31日と記録されており、雇用保険の被保険者記録における離職日と符合している。

さらに、A社は、「当時の資料は一切残っていない上、当時の従業員から聴取しても、申立人が過去に当社で勤務していたことは確認できたが、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している上、前述の被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた3人の同僚から聴取しても、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、B社に勤務したと申し立てているが、同社の元事業主は、「当社は既に廃業し、当時の資料が一切残っていないため、申立人が当社に在籍していたかどうか不明である。」旨を回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が当社に勤務していたと主張する昭和45年9月1日から46年6月30日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた8人の同僚から聴取しても、申立期間②及び③における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間②について、「申立期間①当時、勤務していたA社の上司の紹介で、同社を退職後1日の空白も無く、昭和45年9月1日にB社に入社した。」旨を申し立てているが、当該上司であったとする者は、「申立人は、実家の家業を継ぐためにA社を退職したと記憶している。また、『B社』という名称の会社は知らない。」と供述している。

さらに、前述の8人の同僚のうち5人は、「B社では試用期間があった。」と供述しているところ、それぞれの同僚が供述するB社への入社時期と前述の被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから、同社では、申立期間②当時、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

加えて、申立期間③について、申立人は、「B社に昭和46年6月30日まで勤務した。」と申し立てているが、前述の被保険者名簿には、昭和46年5月27日に社会保険事務所（当時）が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を受け付け、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所へ返納されたことを示す記載が確認できる上、その記載に不自然な記録訂正等の形跡はうかがえない。

3 このほか、申立人が、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。